

<ご自由にお持ちください>  
**パブリックコメント実施中**

皆様のご意見をお寄せください

■募集期間

平成27年4月24日(金)から5月24日(日)  
任意の様式に、条例案に対するご意見のほか、氏名・住所・電話番号をご記入ください。また提出の際は、役場窓口にご持参いただくか、郵送、FAX、電子メール、町民ポスト等をご利用ください。  
【総務課総務班 45-6400】

- ・ 上富良野町個人情報保護条例の一部改正
- ・ 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)

## 条例制定及び改正の概要

平成27年4月22日作成

# 上富良野町個人情報保護条例の一部改正について(案)

## 1 改正の概要

町では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法（平成 25 年 5 月））の公布に伴い、この秋から「マイナンバー制度」を導入し、町民の皆様一人ひとりに個人番号の付番・通知が行われ、運用が始まります。

番号法では、町が保有し、行政手続きに活用する個人番号などの特定個人情報<sup>1</sup>と情報提供等記録<sup>2</sup>は、通常の個人情報（氏名、住所、生年月日など）と比較し、より一層の保護措置を講じるものとしており、目的外利用や提供の制限など管理する側の保護措置、そして、町民の皆様による開示、訂正、利用の停止などの手続きについて定められていることから、これらを町が制定している個人情報保護条例に反映するために条例を改正します。

### ○条例上の「個人情報」、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」の関係

個人番号は「個人情報」に該当するため、個人番号をその内容に含む「特定個人情報」及び「情報提供等記録」は、条例上の「個人情報」に該当します。また、「情報提供等記録」は、個人番号と対応する符号をその内容に含む個人情報であるため、「特定個人情報」に該当します。番号法は、「特定個人情報」と「情報提供等記録」について、その性質上取り扱いが異なる場合があることから、別々に規定をしており、これらの趣旨を踏まえた条例改正を行うこととなります。



### ○用語の解説

#### 1 特定個人情報

個人番号そのものと個人番号をその内容に含む個人情報ファイルなどを言います。

#### 2 情報提供記録

自分の特定個人情報を「いつ」「誰が」「どのような事務」で使用したかを記録したもので、マイナンバー制度では、今後、情報提供記録システムにより確認できることとなります。

## 1 改正の内容（番号法の規定に沿った内容）

- ① 新たに特定個人情報の規定を設け、わかりやすくするために目次(章立て)を加えます。
- ② 特定個人情報や情報提供等記録その他用語について定義します。

### 【解説】

「特定個人情報」及び「情報提供等記録」その他の用語の取扱いについて条例に規定するため、新たに定義規定を設けます。

- ③ 特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用について、以下のとおり制限することになります。
  - ・「特定個人情報」の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認める。
  - ・「情報提供等記録」については、目的外利用を禁止します。

### 【解説】

番号法では、「特定個人情報」の目的外利用について、通常の個人情報よりもさらに厳格に制限し、また、「情報提供等記録」については、目的外利用を一切禁止していることから、条例においても同様に規定します。

- ④ 特定個人情報及び情報提供等記録の提供は、番号法第 19 条に定めるものを除き、禁止となります。

### 【解説】

番号法では、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を提供することができる場合を、法第 19 条に規定している場合に限定していることから、条例においても同様に規定します。

#### <法第 19 条の規定>

- ・ 個人番号関係事務の処理に必要な限度で提供を行う場合
- ・ 生命・身体・財産の保護のために必要のある場合

- ⑤ 特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認めます。ただし、「情報提供等記録」については、利用停止請求自体を認められません。

### 【解説】

番号法では、本人参加の権利をより一層保護するため、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を認めていることから、条例においても同様に規定します。

- ⑥ 特定個人情報及び情報提供等記録について、他の法令等による開示の実施との調整を行わないものとしします。

【解 説】

マイナンバー制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト（マイポータル）を通じて、自己の個人情報等を閲覧できるようになり、マイポータルによる開示の方が利便性が高い場合が想定されるため、番号法では、他の法令等により同一の方法での開示が認められる場合にもマイポータルによる開示を認めることとしている。そのため、条例においても他の法令等による開示の実施との調整を行わず、開示請求の重複を認めることとする。

- ⑦ 情報提供等記録について訂正があった場合、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知するものとします。

【解 説】

「情報提供等記録」は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものである。このことから番号法は、訂正を実施した場合にこれらの主体へ通知しなければならないこととしており、町も通知することが求められるため、条例においても同様に規定します。

- ⑧ 特定個人情報及び情報提供等記録の利用停止請求について、以下のとおりとなります。

・「特定個人情報」については、次の場合に限り、利用停止請求を認めます。

- (1) 利用制限に対する違反
- (2) 収集制限・保管制限に対する違反
- (3) ファイル作成制限に対する違反
- (4) 提供制限に対する違反

・「情報提供等記録」については、利用停止請求を認めません。

【解 説】

番号法では、「特定個人情報」について、一般の利用停止請求事由に加え、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例においても同様に規定する。なお、「情報提供等記録」については、情報提供ネットワークシステム上、自動的に保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めません。

- ⑨ 特定個人情報の開示申請手数料については、現行の条例において開示・訂正等・取扱いの是正の申請手数料は、無料としていますので、特定個人情報の開示についても無料とします。

【解 説】

番号法では、「経済的困難その他特別の理由がある場合は、開示手数料を減額又は免除できる。」と規定されていますが、個人情報の開示請求との整合性を検討し、開示に係る申請手数料は、無料とし、町の手数料条例に反映します。

# 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)の制定について(案)

## 1 制定の概要

番号法では、町が行う事務（行政手続き）の中で、次に該当する場合は、新たな条例の制定が必要とされていることから、条例の制定を行います。

- ① 番号法に規定されていない事務において個人番号を独自に利用する場合
- ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携による場合  
(例：保健福祉課が行う介護保険料を算定するために、町民生活課が保有する税に関わる情報を受け取る場合など)
- ③ 同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報の提供を行う場合  
(例：教育委員会が行う学校保健医療援助事務に必要な情報を、町民生活課が保有する住民票関係情報を受取る場合)

### ○用語の解説

1 特定個人情報 個人番号そのものと個人番号をその内容に含む個人情報ファイルなどを言います。
2 実施機関 町長及び教育委員会を言います。 特定個人情報の取扱いにおいては、町長及び教育委員会に限られます。

## 2 改正の内容（制定する条例に盛り込む規定）

制定する内容については、次のとおりです。＜国が示す規定との比較＞

国が示す条例の盛り込むべき規定	条例への反映の有無	左の理由
番号法に規定されていない事務において個人番号を独自に利用する規定	条例に規定しません。	平成 27 年度において独自に利用する事務がないため
同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携による規定	<b>条例に規定します。</b>	法律の範囲内において、行政事務手続きの効率化を図るため庁内連携による特定個人情報の授受を行います。
同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供を行う規定	条例に規定しません。	平成 27 年度において教育委員会から町へのような町の他の機関へ特定個人情報の提供を行う事務がないため

上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例（素案）新旧対照表

現行	改正後
<p>○上富良野町個人情報保護条例</p> <p>平成13年3月27日条例第2号 改正 平成13年6月25日条例第19号 平成15年9月24日条例第24号 平成17年3月22日条例第3号 平成20年3月24日条例第9号</p>	<p>○上富良野町個人情報保護条例</p> <p>平成13年3月27日条例第2号 改正 平成13年6月25日条例第19号 平成15年9月24日条例第24号 平成17年3月22日条例第3号 平成20年3月24日条例第9号</p>
<p>上富良野町個人情報保護条例</p>	<p>上富良野町個人情報保護条例</p> <p><b>目次</b></p> <p><b>第1章 総則（第1条-第5条）</b></p> <p><b>第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条-第10条）</b></p> <p><b>第3章 開示及び訂正等（第11条-第27条）</b></p> <p><b>第4章 特定個人情報に関する特則（第27条の2-第27条の10）</b></p> <p><b>第5章 不服申立て（第28条-第29条）</b></p> <p><b>第6章 個人情報保護審査会（第30条-第40条）</b></p> <p><b>第7章 事業者における個人情報の取扱い（第41条-第45条の2）</b></p> <p><b>第8章 雑則（第46条-第48条）</b></p> <p><b>第9章 罰則（第49条-第52条）</b></p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、町の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例（<b>第4章を除く。</b>）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する</p>

## 情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) 文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、実施機関が管理しているものをいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し、実施機関に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報取扱事務の届け出等）

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目

## 情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (3) 文書等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものであって、実施機関が管理しているものをいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取扱うときは、基本的人権を尊重して個人情報の保護の重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関し、実施機関に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届け出等）

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目



<p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>3 町長は、実施機関から前2項に規定する届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、速やかに一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務及び福利厚生等に関する事務については、適用しない。 (収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人（法定代理人を含む。第8条第1項第1号において同じ。）の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項第7号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第2項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、その旨及び次に掲げる事項を町長に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 収集の目的</p> <p>(2) 本人以外から収集した理由</p> <p>(3) 収集した個人情報の項目</p> <p>5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、及び上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めると</p>	<p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>3 町長は、実施機関から前2項に規定する届出を受けたときは、当該届出のあった事項について、速やかに一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務及び福利厚生等に関する事務については、適用しない。 (収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人（法定代理人を含む。第8条第1項第1号において同じ。）の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。</p> <p>(3) 第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関から提供を受けるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(6) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、前項第7号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第2項ただし書の規定により個人情報を本人以外から収集したときは、その旨及び次に掲げる事項を町長に届け出るとともに、一般の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 収集の目的</p> <p>(2) 本人以外から収集した理由</p> <p>(3) 収集した個人情報の項目</p> <p>5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、及び上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めると</p>
--	--



きは、この限りでない。

- (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報  
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の円滑な遂行に必要であり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者（本人以外の者をいう。以下第12条、第17条、第28条及び第29条までにおいて同じ。）の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項第6号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものとしておかなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷等（以下「漏えい等」という。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

きは、この限りでない。

- (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報  
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集した目的以外に利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の円滑な遂行に必要であり、かつ、当該利用若しくは提供によって本人又は第三者（本人以外の者をいう。以下第12条、第17条、第28条及び第29条までにおいて同じ。）の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項第6号の規定による認定をするときは、当該認定について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて、個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものとしておかなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷等（以下「漏えい等」という。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

(委託等における措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理（個人情報の取扱いを伴うものに限る。）を行わせるときは、当該指定管理者と締結する協定等において、個人情報の適切な取扱いについて当該指定管理者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

3 前2項の規定による受託者及び指定管理者（当該事務に従事している者及び従事していた者を含む。）は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第20条第1項及び第25条第1項において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者等の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示してはならない個人情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報
- (2) 第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利又は利益を害するもの  
(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
- (2) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

(委託等における措置)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するものとし、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理（個人情報の取扱いを伴うものに限る。）を行わせるときは、当該指定管理者と締結する協定等において、個人情報の適切な取扱いについて当該指定管理者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

3 前2項の規定による受託者及び指定管理者（当該事務に従事している者及び従事していた者を含む。）は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

**第3章 開示及び訂正等**

(開示請求)

第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るものを除く。第20条第1項及び第25条第1項において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者等の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示してはならない個人情報)

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしてはならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報
- (2) 第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利又は利益を害するもの  
(開示しないことができる個人情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当であると認められるもの
- (2) 開示することにより、個人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共の安全と秩序維持に支障が生じるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上開示しないことが適当であると認められる個人情報

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が前項第3号に規定する個人情報であると認めようとするときは、当該事務について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

- (1) 第12条第1号又は第2号のいずれかに該当する個人情報
- (2) 前条第1項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされる個人情報

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(第三者に対する意見の聴取)

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が前項第3号に規定する個人情報であると認めようとするときは、当該事務について、あらかじめ上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

- (1) 第12条第1号又は第2号のいずれかに該当する個人情報
- (2) 前条第1項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされる個人情報

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定による開示請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を14日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定を行ったときは、同項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(第三者に対する意見の聴取)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報であって第12条第1項各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示する旨の決定をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の決定をする前に、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、第三者が前2項の規定に基づき当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示することに反対の意見を述べた場合において、当該部分を含む個人情報を開示する旨の決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に14日以上期間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見を述べた者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る個人情報が不存在の場合の手續)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報が不存在であることを理由として開示しない旨の決定をしなければならない。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の決定について準用する。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示を行わなければならない。

2 前項の規定による開示は、開示請求に係る個人情報の閲覧若しくは写しの交付又は当該開示に係る個人情報を記録する文書等の性質に応じて、実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報を記録した文書等を汚損させ、又は破損させるおそれがあるとき、第14条の規定による開示を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、個人情報の開示を実施するものとする。

4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。この場合において、実施機関は、開示を受ける者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

(訂正等の請求)

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第三者に関する情報が記録されているときは、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている個人情報であって第12条第1項各号のいずれかに該当するものについて、当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示する旨の決定をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、前条第1項の決定をする前に、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、第三者が前2項の規定に基づき当該第三者に関する情報を有する部分を含む個人情報を開示することに反対の意見を述べた場合において、当該部分を含む個人情報を開示する旨の決定をするときは、当該決定の日と開示を実施する日との間に14日以上期間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該意見を述べた者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示請求に係る個人情報が不存在の場合の手續)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報が不存在であることを理由として開示しない旨の決定をしなければならない。

2 第16条第2項から第4項までの規定は、前項の決定について準用する。

(開示の実施)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により個人情報を開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに個人情報の開示を行わなければならない。

2 前項の規定による開示は、開示請求に係る個人情報の閲覧若しくは写しの交付又は当該開示に係る個人情報を記録する文書等の性質に応じて、実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示することにより、当該個人情報を記録した文書等を汚損させ、又は破損させるおそれがあるとき、第14条の規定による開示を行うときその他合理的な理由があるときは、当該文書等を複写又は当該文書等から出力若しくは採録したものにより、個人情報の開示を実施するものとする。

4 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所で行うものとする。この場合において、実施機関は、開示を受ける者の利便を考慮して当該日時及び場所を指定するものとする。

(訂正等の請求)

<p>第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。</p>	<p>第20条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正又は削除（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。</p>
<p>2 第11条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。 （訂正等の実施）</p>	<p>2 第11条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。 （訂正等の実施）</p>
<p>第21条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）があった場合において、当該訂正等の請求に係る事項について事実の誤りがあるときは、速やかに当該誤りについて訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等について他の法令等に特別の定めがあるとき、又は実施機関に当該訂正等の権限がないときは、訂正等を行うことができない。</p>	<p>第21条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「訂正等の請求」という。）があった場合において、当該訂正等の請求に係る事項について事実の誤りがあるときは、速やかに当該誤りについて訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等について他の法令等に特別の定めがあるとき、又は実施機関に当該訂正等の権限がないときは、訂正等を行うことができない。</p>
<p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該訂正等の権限をもたない場合は、当該訂正等の権限を有する機関に対し、当該訂正等について要請するものとする。 （訂正等の請求の方法）</p>	<p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により当該訂正等の権限をもたない場合は、当該訂正等の権限を有する機関に対し、当該訂正等について要請するものとする。 （訂正等の請求の方法）</p>
<p>第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p>	<p>第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 氏名及び住所 (2) 訂正等の請求に係る個人情報の箇所及びその内容 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>(1) 氏名及び住所 (2) 訂正等の請求に係る個人情報の箇所及びその内容 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
<p>2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。</p>	<p>2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。</p>
<p>3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。 （訂正等の請求に対する決定等）</p>	<p>3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。 （訂正等の請求に対する決定等）</p>
<p>第23条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。</p>	<p>第23条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、訂正等を行うかどうかの決定を行わなければならない。</p>
<p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。</p>
<p>4 実施機関は、前項の場合において、訂正等をしない旨の決定を行ったときは、前項の規定する書面にその理由を付記しなければならない。</p>	<p>4 実施機関は、前項の場合において、訂正等をしない旨の決定を行ったときは、前項の規定する書面にその理由を付記しなければならない。</p>
<p>5 第17条の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。 （訂正等の通知）</p>	<p>5 第17条の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。 （訂正等の通知）</p>

第24条 実施機関は、第21条第1項本文の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は同条第2項の規定により当該訂正等の権限を有する機関に対し当該訂正等について要請したときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該訂正等の内容又は要請の内容を書面により通知しなければならない。

(是正の申出)

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

(是正の申出の手続等)

第26条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該処理の内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その内容及び理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、当該是正の申出に対する処理について、上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(費用の負担)

第27条 個人情報の開示及び訂正等並びにその取扱いの是正に係る手数料は、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の定めるところによる。

第24条 実施機関は、第21条第1項本文の規定に基づき訂正等を行ったとき、又は同条第2項の規定により当該訂正等の権限を有する機関に対し当該訂正等について要請したときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該訂正等の内容又は要請の内容を書面により通知しなければならない。

(是正の申出)

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に係る個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

(是正の申出の手続等)

第26条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報の箇所及び内容並びに是正を求める取扱いの内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に対する処理を行い、当該是正の申出をした者に対し、当該処理の内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その内容及び理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、当該是正の申出に対する処理について、上富良野町個人情報保護審査会の意見を聴くことができる。

(費用の負担)

第27条 個人情報の開示及び訂正等並びにその取扱いの是正に係る手数料は、上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の定めるところによる。

#### 第4章 特定個人情報に関する特則

##### (用語の定義)

第27条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 町長及び教育委員会をいう。

(2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第6項に規定する本人

(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報

(4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）

（利用の制限）

第 27 条の 3 実施機関は、第 8 条の規定にかかわらず、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために利用することができる。

2 実施機関は、情報提供等記録を利用目的以外の目的のために利用してはならない。

（提供の制限）

第 27 条の 4 実施機関は、第 8 条の規定にかかわらず、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（任意代理人による開示請求）

第 27 条の 5 保有特定個人情報 にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第 11 条の開示請求をすることができる。

（費用の負担）

第 27 条の 6 第 27 条の規定は、保有特定個人情報の開示に係る手数料について準用する。

（任意代理人による訂正等の請求及び是正の申出）

第 27 条の 7 保有特定個人情報にあつては、規則で定めるところにより、本人の委任による代理人も第 20 条に規定する訂正等の請求及び第 25 条に規定する是正の申出をすることができる。

（訂正等の決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先）

第 27 条の 8 実施機関は、訂正等の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第 24 条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求の事由等）

第 27 条の 9 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去  
ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき



(不服申立て)  
第28条 第16条第1項、第18条第1項又は第23条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その不服申立てを受理した日から14日以内に、上富良野町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 当該不服申立てが明らかに不適法である場合
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定及び訂正等の請求に係る個人情報の請求の内容に沿った訂正等の決定を除く。以下この号及び第29条において同じ。)を取消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第17条第1項又は第2項(第23条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、上富良野町個人情報保護審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定に基づき開示に反対する旨の意見を述べている第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 上富良野町個人情報保護審査会は、実施機関に対し、第1項の規定による諮問があつ

- イ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき
- ウ 第27条の3の規定に違反して利用されているとき
- エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき
- オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき

(2) 第27条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第11条の規定を準用する第27条の5の規定は、保有特定個人情報の利用停止請求について準用する。

3 何人も、情報提供等記録の利用停止請求をすることができない。  
(適用除外)

第27条の10 第47条第2項の規定は、保有特定個人情報の開示について適用しない。

## 第5章 不服申立て

(不服申立て)

第28条 第16条第1項、第18条第1項又は第23条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その不服申立てを受理した日から14日以内に、上富良野町個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 当該不服申立てが明らかに不適法である場合
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定及び訂正等の請求に係る個人情報の請求の内容に沿った訂正等の決定を除く。以下この号及び第29条において同じ。)を取消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について第17条第1項又は第2項(第23条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、上富良野町個人情報保護審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 第17条第1項又は第2項の規定に基づき開示に反対する旨の意見を述べている第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 上富良野町個人情報保護審査会は、実施機関に対し、第1項の規定による諮問があつ

- た日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 4 上富良野町個人情報保護審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。
- 5 実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、答申を受けた日から14日以内に裁決又は決定を行い、理由を付して第2項に定める者に通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第29条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定する場合について準用する。

- (1) 同項の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対する旨の意見を述べている場合に限る。）

(審査会の設置)

第30条 この条例の適正な運営を図るため、上富良野町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、この条例の規定により調査審議を行うほか、個人情報保護の推進に関し、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、個人情報の保護に識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、その委員を解職することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会の庶務は、総務課において行う。

(個人情報保護審査会委員と情報公開審査会委員の関係)

第32条 個人情報保護審査会委員は、上富良野町情報公開条例（平成13年上富良野町条例

- た日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 4 上富良野町個人情報保護審査会は、諮問に対する答申をしたときは、速やかに答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。
- 5 実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、答申を受けた日から14日以内に裁決又は決定を行い、理由を付して第2項に定める者に通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第29条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定する場合について準用する。

- (1) 同項の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該決定に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対する旨の意見を述べている場合に限る。）

## 第6章 個人情報保護審査会

(審査会の設置)

第30条 この条例の適正な運営を図るため、上富良野町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、この条例の規定により調査審議を行うほか、個人情報保護の推進に関し、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審査会は、委員5人で組織する。

- 2 委員は、個人情報の保護に識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 町長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、その委員を解職することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会の庶務は、総務課において行う。

(個人情報保護審査会委員と情報公開審査会委員の関係)

第32条 個人情報保護審査会委員は、上富良野町情報公開条例（平成13年上富良野町条例

第1号) 第18条に規定する情報公開審査会の委員をもって充てることができる。

(会長及び副会長)

第33条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審査会の公開)

第35条 審査会は、審査会の決議で公開することが適当でないとしたものを除き、その会議を公開する。

(審査会の調査の権限)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことはできない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人、実施機関又はその他関係者(以下「不服申立人等」という。)から意見又は説明を聴き、若しくは必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第37条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第38条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第1号) 第18条に規定する情報公開審査会の委員をもって充てることができる。

(会長及び副会長)

第33条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審査会の公開)

第35条 審査会は、審査会の決議で公開することが適当でないとしたものを除き、その会議を公開する。

(審査会の調査の権限)

第36条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に関する個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を請求することができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒むことはできない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示請求、訂正等の請求又は是正の申出に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人、実施機関又はその他関係者(以下「不服申立人等」という。)から意見又は説明を聴き、若しくは必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第37条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第38条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第39条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。  
(その他審査会の組織運営に関する事項)

第40条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(事業者に対する措置)

第41条 町長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

2 町長は、事業者が個人情報を不適正に取扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による説明又は資料に基づき、事業者が第4条の規定に違反していると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで、当該取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 町長は、事業者が第2項の規定による要求に、正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該事業者に対し、その内容を書面により通知して、弁明の機会を与えなければならない。

(国等との協力)

第42条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、当該事業者に対し、適切かつ迅速にこれを処理するよう助言又は指導を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の

(提出資料の閲覧)

第39条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。  
(その他審査会の組織運営に関する事項)

第40条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

### 第7章 事業者における個人情報の取扱い

(事業者に対する措置)

第41条 町長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

2 町長は、事業者が個人情報を不適正に取扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による説明又は資料に基づき、事業者が第4条の規定に違反していると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いたうえで、当該取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 町長は、事業者が第2項の規定による要求に、正当な理由なく応じないとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ当該事業者に対し、その内容を書面により通知して、弁明の機会を与えなければならない。

(国等との協力)

第42条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

(苦情の処理)

第43条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、当該事業者に対し、適切かつ迅速にこれを処理するよう助言又は指導を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の

関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(町長の調整)

第44条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関して報告を求め、又は助言することができる。

(出資法人の責務)

第45条 町が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第45条の2 指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うのにあたって保有するものに限る。)を取り扱う場合については、第6条から第10条第1項(第8条第1項第5号を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、第7条第2項第3号中「第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関」とあるのは「指定管理者の事務の適正な執行のため、指定実施機関が公益上必要があると認める場合に当該指定実施機関」と、同条第2項第7号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、同条第4項中「町長に」とあるのは「指定実施機関を通じて、町長に」と、同条第5項ただし書及び第8条第1項第6号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第11条から第26条までの規定の適用については、第11条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第12条、第13条、第14条及び第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて」と、同条第2項から第4項までの規定中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第17条、第18条及び第19条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第20条第1項中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行わなければならない」とあるのは「指定管理者に訂正等を行わせなければならない」と、第22条及び第23条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行ったとき」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせた

関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(町長の調整)

第44条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関して報告を求め、又は助言することができる。

(出資法人の責務)

第45条 町が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第45条の2 指定管理者が公の施設の管理を行うにあたって個人情報(当該指定管理者が公の施設の管理を行うのにあたって保有するものに限る。)を取り扱う場合については、第6条から第10条第1項(第8条第1項第5号を除く。)までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、第7条第2項第3号中「第8条第1項第5号の規定に基づき他の実施機関」とあるのは「指定管理者の事務の適正な執行のため、指定実施機関が公益上必要があると認める場合に当該指定実施機関」と、同条第2項第7号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と、同条第4項中「町長に」とあるのは「指定実施機関を通じて、町長に」と、同条第5項ただし書及び第8条第1項第6号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第2項中「あらかじめ」とあるのは「指定実施機関を通じて、あらかじめ」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第11条から第26条までの規定の適用については、第11条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第12条、第13条、第14条及び第15条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第16条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて」と、同条第2項から第4項までの規定中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第17条、第18条及び第19条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第20条第1項中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行わなければならない」とあるのは「指定管理者に訂正等を行わせなければならない」と、第22条及び第23条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第24条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「訂正等を行ったとき」とあるのは「訂正等を指定管理者に行わせた

とき」と、第25条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第26条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「処理を行い」とあるのは「処理を指定管理者に行わせ」と、同条第4項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。

(運用状況の公表)

第46条 町長は、毎年度終了後3箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(他の制度との調整)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報
- (4) 図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(上富良野町情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続きの定めがあるときは、その定めるところによる。

(実施機関への委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条の受託事業に従事している者若しくは従事していた者又は第45条の2の指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を

とき」と、第25条中「実施機関に対し、当該実施機関」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者」と、第26条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、同条第3項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「処理を行い」とあるのは「処理を指定管理者に行わせ」と、同条第4項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。

## 第8章 雑則

(運用状況の公表)

第46条 町長は、毎年度終了後3箇月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

(他の制度との調整)

第47条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の収集によって得られた個人情報
- (4) 図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等(上富良野町情報公開条例を除く。)の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続きの定めがあるときは、その定めるところによる。

(実施機関への委任)

第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第9章 罰則

(罰則)

第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条の受託事業に従事している者若しくは従事していた者又は第45条の2の指定管理者が行う管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を



用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、電磁的記録、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づき文書等に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成13年6月規則第19号で、同13年10月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」に読み替えるものとする。

（上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例の廃止）

4 上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例（昭和63年上富良野町条例第6号）は、廃止する。

（上富良野町手数料条例の一部改正）

5 上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成13年6月25日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第3号抄）

用いて検索できるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、電磁的記録、その他一定の事項を記録しておくことのできるこれらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づき文書等に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成13年6月規則第19号で、同13年10月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱事務に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」に読み替えるものとする。

（上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例の廃止）

4 上富良野町電子計算組織の管理運営に関する条例（昭和63年上富良野町条例第6号）は、廃止する。

（上富良野町手数料条例の一部改正）

5 上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成13年6月25日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年9月24日条例第24号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第3号抄）



(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にした行為に対する第1条(上富良野町個人情報保護条例の一部改正)の改正規定中罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前にした行為に対する第1条(上富良野町個人情報保護条例の一部改正)の改正規定中罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

**この条例は、番号法施行の日から施行する。**

## 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(素案)

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人情報利用事務実施者をいう。
- (5) 情報共有ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

### (町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (個人番号の利用範囲)

第4条 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合には、この限りでない。

### (規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。